

第 3 節 清酒製造業者の経営

1. 零細企業が全体の 6 割を占めるのが特徴

製成数量規模別に製造業を見ると、平成 14 年度では全体の約 4 割 5 分の者が 100k1 未満の零細企業である。

おおむねどの製成数量規模別においても、企業数は減少している。平成 13 年度には 100k1 以下のクラスにおいて企業数が増えているが、かつて 100k1 以上のクラスの企業が製成数量の規模の縮小により、100k1 以下のクラスに分類されたからである。また、平成 14 年度に 100k1 以下のクラスが減少に転じている要因は、販売不振等による廃業のためと推察される。

2. 零細事業者の約 7 割が欠損及び低収益

平成 15 年度調査分『清酒製造業の概況』（国税庁）によると、平成 14 年度の清酒製造業の経営は 55.8% の企業が欠損及び低収益企業（税引前当期純利益 50 万円未満）であった。製成数量規模別に見ると、規模が小さくなるにつれ欠損及び低収益企業の割合が高くなり、100k1 の零細事業者では 68.9% が欠損及び低収益となっている。

図表 1-3-1 製成数量規模別 欠損及び低収益企業数の推移

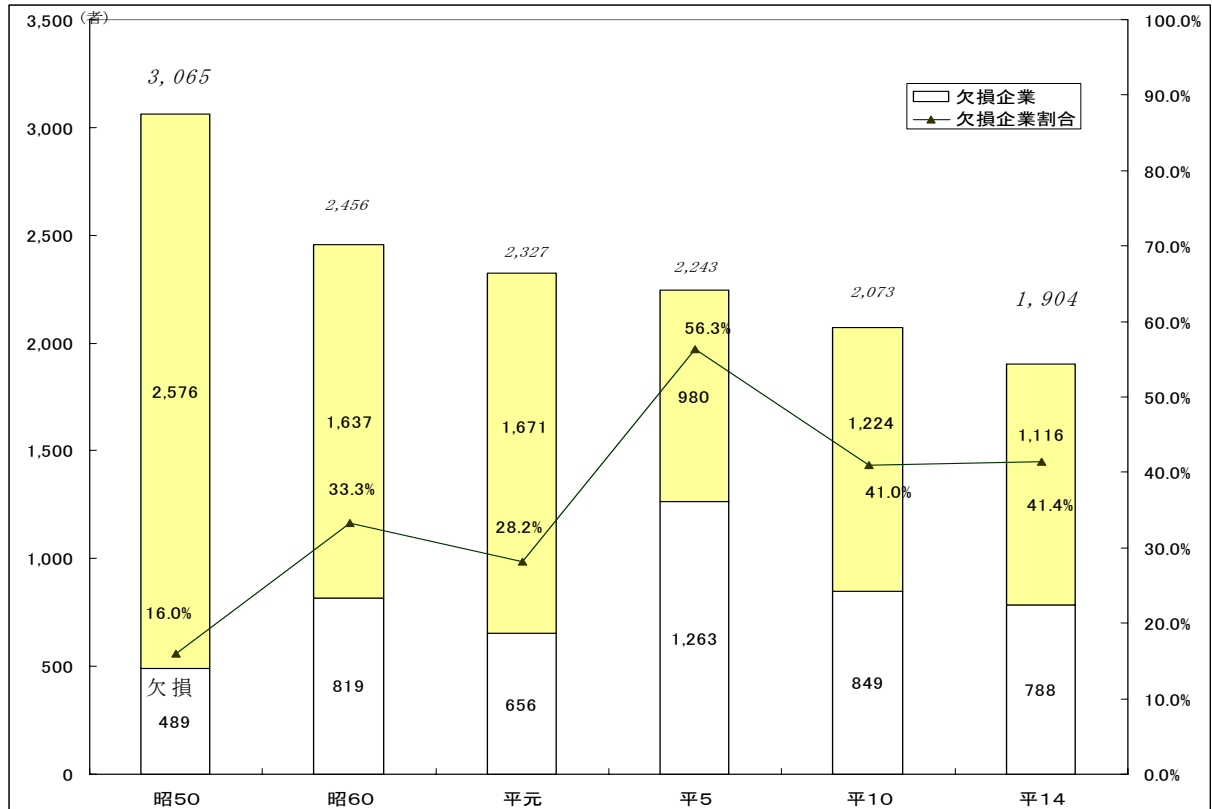
事業年度	12				13				14						
	企業数	欠損 及び 低収益 企業数	割合	欠損 企業数	割合	企業数	欠損 及び 低収益 企業数	割合	欠損 企業数	割合	企業数	欠損 及び 低収益 企業数	割合	欠損 企業数	割合
100k1以下	848	610	71.9	466	55.0	891	641	71.9	485	54.4	887	611	68.9	446	50.3
100～ 200k1	263	117	44.5	84	31.9	245	111	45.3	74	30.2	244	102	41.8	64	26.2
200～300	110	43	39.1	35	31.8	106	36	34.0	26	24.5	98	35	35.7	27	27.6
300～500	105	31	29.5	25	23.8	97	18	18.6	15	15.5	89	23	25.8	18	20.2
500～ 1000	68	18	26.5	16	23.5	52	19	36.5	18	34.6	59	16	27.1	14	23.7
1000～ 2000	50	11	22.0	10	20.0	49	11	22.4	10	20.4	41	8	19.5	6	14.6
2000～ 5000	26	3	11.5	1	3.8	29	8	27.6	6	20.7	28	6	21.4	4	14.3
5000k1超	19	4	21.1	4	21.1	15	2	13.3	2	13.3	16	5	31.3	5	31.3
合計	1,489	837	56.2	641	43.0	1,484	846	57.0	636	42.9	1,462	806	55.1	584	39.9
全企業合計	2,009	1,162	57.8	890	44.3	1,958	1,110	56.7	846	43.2	1,933	1,079	55.8	796	41.2

* 上記表は、専業割合 50% 以上の清酒製造業者のみである。

* 低収益企業とは税引前当期純利益が 0 から 50 万円未満の企業をいう。

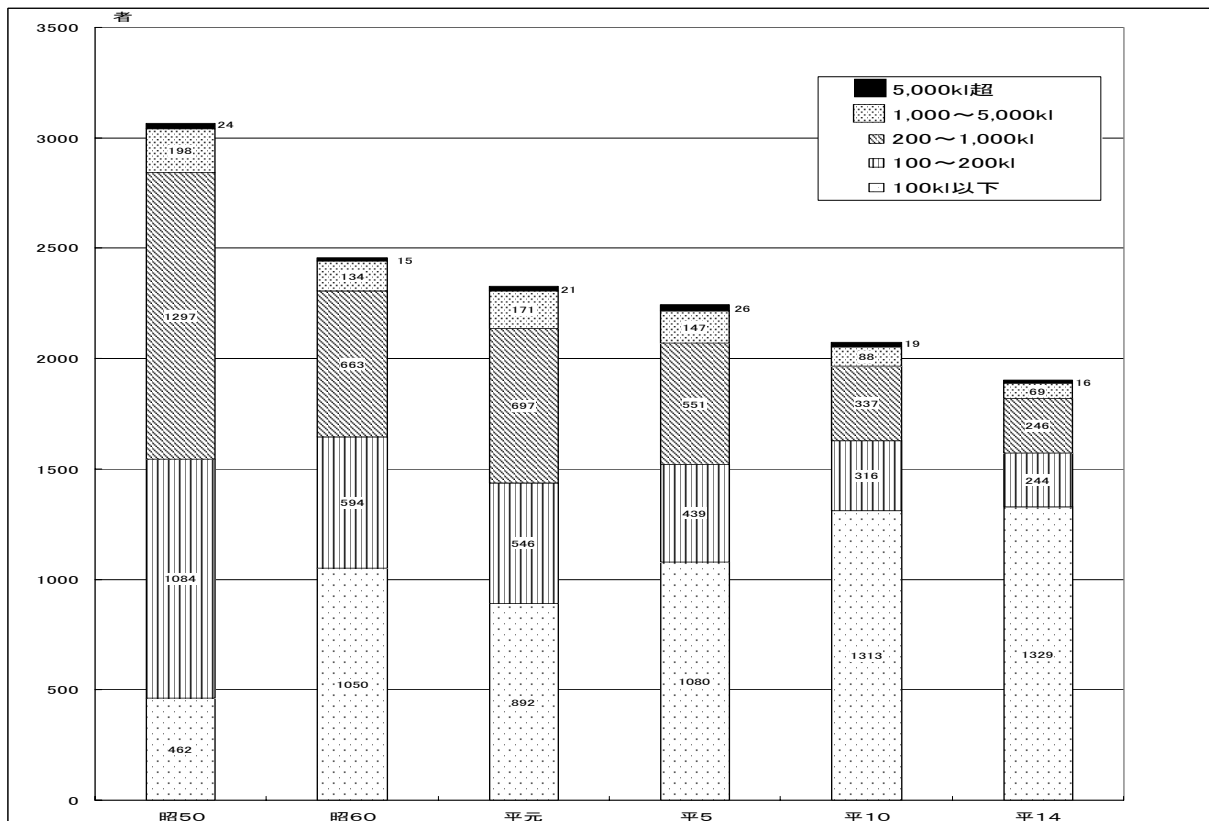
出典：『清酒製造業者の概況（平成 15 年度調査分）』国税庁

図表 1-3-2 清酒製造業者の欠損企業数の推移



出典：『清酒製造業者の概況（平成15年度調査分）』国税庁

図表 1-3-3 製成数量規模別分布



出典：『清酒製造業者の概況（平成15年度調査分）』国税庁ほか

3. 清酒の製造状況

(1) 製造方法別の製造場数

「平成 15 酒造年度における清酒の製造状況等について」(国税庁)によると、平成 15 酒造年度において清酒を製造した場数は 1,463 場で、前年度から 28 場減少している。

平成 15 年度の純米酒・吟醸酒などの製造方法別製造場数の推移は、図表 1-3-4 のとおりである。

これらの全体の製造場に占める割合を見ると、増加しているのは、純米酒(70.7%と前年度 68.5%より 2.2%上昇)、本醸造酒(78.9%と前年度 78.8%から 0.1%上昇)、普通酒(81.7%と前年度 81.4%から 0.3%上昇)である。

変化がなかったのは、純米吟醸酒(81.3%)である。

減少したのは、吟醸酒(82.3%と前年度 83.4%から 1.1%減少)、増醸酒(39.4%と前年度 41.6%から 2.2%減少)である。

以上から製造業者の「純米志向」(純米酒・純米吟醸酒)の高まりが見て取れる。

図表 1-3-4 製造方法別の製造場数

タイプ		平成 14 年度		平成 15 年度		構成比率 増減
		製造場数	構成比率	製造場数	構成比率	
特 定 名 称 酒	純米吟醸酒	1,212 場	81.3%	1,190 場	81.3%	0 ポイント
	吟醸酒	1,244 場	83.4%	1,204 場	82.3%	▲1.1 ポイント
	純米酒	1,022 場	68.5%	1,035 場	70.7%	2.2 ポイント
	本醸造酒	1,175 場	78.8%	1,154 場	78.9%	0.1 ポイント
普通酒		1,214 場	81.4%	1,196 場	81.7%	0.3 ポイント
増醸酒		620 場	41.6%	577 場	39.4%	▲2.2 ポイント
清酒を製造した場数		1,491 場		1,463 場		▲28 場

(注) 1. 「特定名称酒」とは、純米酒、純米吟醸酒、吟醸酒、本醸造酒をいう。

「普通酒」とは、特定名称酒及び増醸酒以外の清酒をいう。

2. 1 場で複数タイプの清酒を製造しているため、構成比の合計は 100%とはならない。

出典：「平成 15 酒造年度における清酒の製造状況等について」国税庁

(2) 清酒の種類別製造数量

清酒の種類別の製成数量の推移は図表 1-3-5 のとおりである。

製造数量が市場の受容性を反映しているとすれば、消費者の上質志向により純米

酒や吟醸酒が求められていると考えられるが、その反面、純米吟醸酒は価格的な理由から受容性が低くなったと推測することができる。

図表 1-3-5 製造方法別製造数量（アルコール分 20 度換算）の推移

酒造年度分	11	12	13	14	15	前年度比
純米酒	k1 (7.1) 53,757	k1 (7.0) 52,260	k1 (7.3) 50,759	k1 (7.3) 46,286	k1 (7.8) 47,489	% 102.6
純米吟醸酒	(3.5) 26,518	(3.9) 28,921	(4.5) 31,080	(4.8) 30,167	(4.6) 27,830	92.3
吟醸酒	(4.4) 33,381	(4.6) 34,105	(4.8) 32,898	(4.7) 29,707	(4.9) 29,911	100.7
本醸造酒	(16.7) 127,005	(15.9) 118,696	(15.4) 106,428	(15.2) 96,072	(13.7) 83,770	87.2
(特定名称酒) 小計	(31.6) 240,661	(31.4) 233,982	(32.0) 221,165	(31.9) 202,233	(31.0) 188,999	93.5
普通酒	(53.3) 405,131	(52.6) 392,535	(52.3) 361,352	(51.7) 327,772	(52.7) 321,547	98.1
増醸酒	(15.1) 114,600	(16.0) 119,554	(15.8) 108,940	(16.4) 103,800	(16.3) 99,666	96.0
合計	(100.0) 760,392	(100.0) 746,072	(100.0) 691,458	(100.0) 633,805	(100.0) 610,212	96.3

(注) 1. () 内は当該年度製造合計量に占める構成比(%)

2. 集計値の端数処理の関係で、各値の合計が合計値と異なる場合がある

出典：「平成 15 酒造年度における清酒の製造状況等について」国税庁

4. 売上総利益率の推移

平成 14 年度における清酒製造業界全体の売上総利益率は 29.2%であった。

そのうち清酒製造に係わる事業の売上総利益率は 34.6%であり、他に展開している兼業業種や収益手段に比較して、清酒製造業の効率が良いことを表している。

図表 1-3-6 売上総利益の推移 清酒製造業の経営状態（業界全体の計数）（単位：億円）

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	前年比	10年/14年比
売上総利益の合計	8,238	8,221	8,065	7,621	6,366	83.5%	77.3%
売上総利益率	29.1%	29.8%	30.1%	29.9%	29.2%	—	—
うち清酒製造業に係わるもの	2,647	2,557	2,425	2,300	2,179	94.8%	82.3%
売上総利益率	33.3%	33.7%	33.9%	34.4%	34.6%	—	—

出典：『清酒製造業の概況（平成15年度調査分）』国税庁ほか

5. 平成14年度の営業利益は平成10年度に比べ約3割減少

図表 1-3-7 は清酒製造業界の営業利益及び税引前当期純利益の推移を示したものである。平成14年度の営業利益の合計は726億円であり、前年に比較して7.7%減少している。平成10年度の営業利益は1,018億円であり、4年間で28.7%減少した。また清酒製造業に関わる者の営業利益は4年間で半減し、営業利益率も平成10年度の2.2%から平成14年度には1.3%と0.9ポイントも下がり、ますます収益率が悪くなる清酒製造業界の厳しさを表している。

図表 1-3-7 営業利益及び税引前当期純利益の推移 清酒製造業の経営状態（業界全体の計数）

（単位：億円）

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	前年比	10年/14年
営業利益の合計	1018	1112	1120	786	726	92.3%	71.2%
営業利益率	3.6%	4.0%	4.2%	3.1%	3.3%		
うち清酒製造業に関わるもの	172	169	115	75	80	107.1%	46.5%
営業利益率	2.2	2.2	1.6	1.1	1.3		
税引前当期純利益の合計	893	812	706	387	▲850		

出典：『清酒製造業の概況（平成15年度調査分）』国税庁ほか

6. 労務環境について

清酒製造業者の大半が中小企業であり、零細な事業者がその大部分を占める。そのことから計画的な人事採用がなされていない例が多く、昔ながらの「酒造季節従業員」と地元出身者を主体とする「常用従業員」、「臨時従業員」と経営者の家族で構成され

ている例が少なくない。酒造従業員については、杜氏をはじめとする季節雇用の従業員に依存することが多いが、杜氏の高齢化や地方からの出稼ぎによる労働力の減少により人手の確保が大きな課題となっている。

過去、酒造従業員は杜氏を頂点とする高度に組織化された集団であった。ベテラン杜氏は、原料米の選定から酒質の決定、酒の製造、品質管理はもちろん、蔵人の人員構成や賃金決定にいたるまで、酒造りにおける一切を任されていた例が少なくない。

しかし近年、経営の近代化を目指す清酒製造業者のマネジメント力強化の志向や減少を続ける蔵人などによる人手不足を背景に、社員による酒造りを目指す企業が増加し始めている。

酒造経験者は杜氏とその下の頭（かしら）のみで、不足分はパートなどで対処する例が増加している。また、杜氏の後継者に、経営者の子弟が就く例も増加しており、経営者及びその子弟が製造に直接従事する製造場数は、全体の約3割に達していると思われる。

7. 清酒製造業者の設備稼働状況の推移

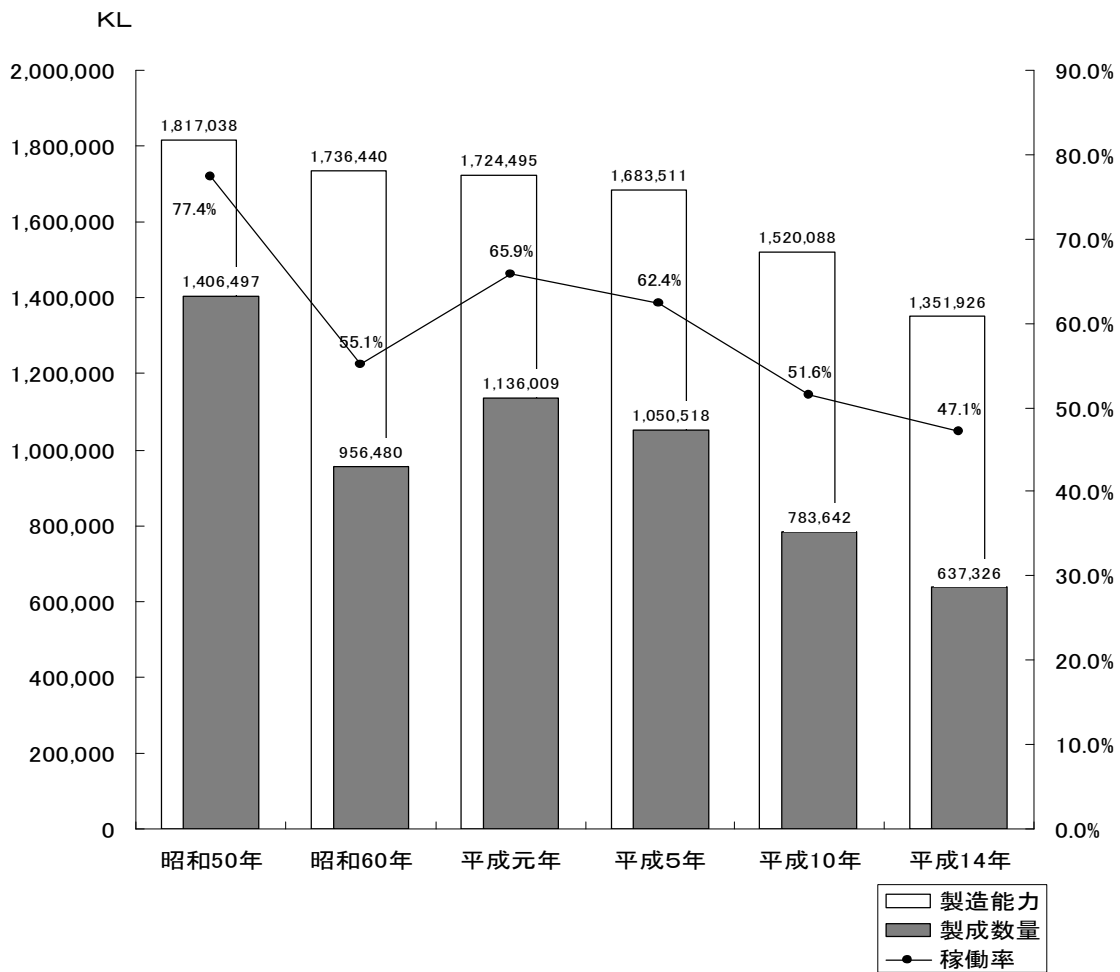
昭和50年には77.4%あった設備稼働率が、平成14年には47.1%にまで下がっている。つまり設備能力の半分も生かしていないこととなる。

品質の向上を狙い、あるいは大量生産を考えて設備投資や瓶詰めラインの強化など設備投資は様々に行われてきたが、消費量が低下しているため、設備の非稼働率が高まっている。

特に近年の稼働率は減少の一途であり、設備投資の意欲も減退しているものと推察される。一般に、製造業においては、設備稼働率が高まれば高まるほど、単位当たり製品（リッター当たり）に対する収益性が高まる。そのため、生産量を上げるか、遊休設備の売却や新規設備投資を最小限に留めて外部設備を活用する等、設備の稼働率の改善が求められる。

なお、自社の設備をフル稼働すると桶買い分が不要になり、従来からの桶買い先を苦しめることになるとして、自社の製造を制限する蔵も一部には存在しているようである。今回の調査先の中には自社の設備は最小限しか使わず、外部の遊休率の高い企業へ外注することによってコストの圧縮に取り組んでいるところもあった。現在所有している設備によるが、幅広い検討が必要な時期かもしれない。

図表 1-3-8 清酒製造業の設備稼働状況の推移



出典：『清酒製造業の概況（平成15年度調査分）』国税庁ほか

8. 清酒業界の見通し

現在は平成19年度までの時限措置である租税特別措置法第87条（清酒等に係る酒税の税率の特例）の恩恵を得ている企業が少なくない。租税特別措置法第87条は、蔵出し量が1,300k1以下の清酒等の製造業者に対し、200k1までの酒税を3割（平成18年4月から平成20年3月までは2割5分）軽減するものであり、現状は、この酒税の軽減措置のおかげで帳尻を合わせている製造業者も多い。

こうした業者にとっては、早急に酒税の軽減分を体質改善に投資して、租税特別措置法第87条がなくなっても、酒税の全額が負担できる仕組みづくり、売り上げづくりを開発しておかなければ、一層厳しい状況に追い込まれてしまうのは自明の理である。

このような現状から、数年後には100k1、200k1といった零細事業者を中心に、清酒製造業者の更なる業績悪化が懸念される。経営意識及び事業内容に抜本的な改革が求められている。